

評価書（個票）

| | | | | |
|----------------------------|---|---------------|-----------------------|--|
| 事務・事業名 | 介護福祉士実務者の養成 | 担当課 (担当課長) | 社会・援護局 福祉基盤課長 岩井勝弘 | |
| 根拠法令等 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号 | 類 型 | 講習研修 | |
| | | 指定等 の形態 | 指定 | |
| 事務・事業の概要 | <p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加、「措置」から「契約」への変更（介護保険制度や障害者自立支援法の施行）、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であるため、介護福祉士国家試験を受験する実務経験者に対して実務者研修の受講を義務付けることにより、介護福祉士の資質と社会的評価を高めることを目的として創設。 <p>○事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士実務者養成施設を指定する。 | | | |
| 事務・事業の目的 | 指定基準を満たした養成施設において、介護福祉士実務者研修を実施することを目的とする。 | | | |
| 関連する政策目標 | <p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標 2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p> <p>施策目標 2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p> | | | |
| 関連する業績指標 | - | | | |
| 指標の目標値等 | - | | | |
| 法人の指定等の状況 | 別紙のとおり | | | |
| 指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 | 特になし | | | |
| 料金等・積算根拠 | - | | | |
| 事務・事業の実績 | <p>○実績（平成 27 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士実務者養成施設 11 校、11 課程（上記施設数は厚生労働省の所管施設に限る。） | | | |
| 国からの補助金等 | ○補助金・委託費等（平成 28 年度予算）： - | | | |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p> | <p>○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成27年4月から介護福祉士養成施設の指定・監督権限を都道府県に委譲した。（ただし、文部科学省との共管施設は除く。）</p> |
| <p>事務・事業の必要性等・有効性</p> | <p>○ 事務・事業の必要性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士を養成・確保していく必要がある。</p> <p>○ 事務・事業の妥当性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士を養成・確保していくことは妥当である。</p> <p>○ 事務事業の有効性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する人材として、介護福祉士を養成・確保していくことは有効である。</p> |
| <p>事務・事業の執行体制の妥当性</p> | <p>○指定等を行う妥当性 専門的な人材である介護福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 介護福祉士実務者養成施設の指定基準は、有識者による検討会による報告を踏まえ策定している。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 地方厚生（支）局長及び文部科学大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が、指定基準に照らして適当である場合に、指定を行うものである。 |
| <p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p> | <p>専門的な人材である介護福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。 今後とも、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士の養成を行っていく。</p> |
| <p>備考</p> | |

別紙

| 番号 | 名称 | 課程名 | 電話番号 | 開講年度 |
|-----|------------|---------------|--------------|------|
| 001 | 聖徳大学 | 介護福祉士実務者研修コース | 047-365-1111 | 25年度 |
| 002 | 金城大学 | 介護福祉士実務者養成研修 | 076-276-4400 | 26年度 |
| 003 | 帯広大谷短期大学 | 介護福祉士実務者研修 | 0155-42-4444 | 26年度 |
| 004 | 青森明の星短期大学 | 介護福祉士実務者研修講座 | 017-741-0123 | 25年度 |
| 005 | 植草学園短期大学 | 介護福祉士実務者研修 | 043-239-2602 | 24年度 |
| 006 | 浦和大学短期大学部 | 実務者研修 | 048-878-6000 | 25年度 |
| 007 | 富山福祉短期大学 | 介護福祉士実務者研修 | 0766-55-5567 | 26年度 |
| 008 | 松本短期大学 | 介護福祉士実務者研修 | 0263-58-4417 | 26年度 |
| 009 | 大阪千代田短期大学 | 介護福祉士実務者研修 | 0721-52-4141 | 26年度 |
| 010 | 大阪城南女子短期大学 | — | 06-6702-9783 | 24年度 |
| 011 | 佐賀女子短期大学 | — | 0952-23-5145 | 25年度 |